



つながりを信じて

～みやぎの自殺対策のとりくみ～



社団法人
宮城県精神保健福祉協会

「宮城県の自殺対策」

宮城県保健福祉部障害福祉課

鶴 若 美 亜

わが国における自殺者数は、平成十年に三万人を超え、その後も高い水準で推移しており、深刻な社会問題となつていきます。

このような深刻な状況に対応するため、平成十八年十月に「自殺対策基本法」が施行され、平成十九年六月には「自殺対策大綱」が策定され、「推進すべき自殺対策の指針としての取組」とともに、平成二十八年度までに平成十七年度の自殺死亡率を二〇%以上減少させるという数値目標が示されました。

一方、昨今の本県における自殺の現状ですが、自殺者数は、平成十年に五〇〇人を超え、平成十五年以降は六〇〇人を超えて推移しており、平成二十年の人口動態統計（概数）では、自殺者数が六四八人、自殺死亡率（人口一〇万対）二七・八と過去最悪の憂慮すべき状況となっております。

統計からみた本県の特徴として、自殺者の性・年齢階級別では、「男性」の「二十歳から五十歳代の働き盛り世代」に多く、全体の五割以上を占めており、原因・動機別では、「経済・生活問題」が最も多く、全国の割合よりも高くなつていきます。

また、保健所管轄地域別では、県全

体の自殺者数の約四割を、人口の多い仙台市が占めています。自殺死亡率では、沿岸地域や県北部で全国の平均を上回る高い数値を示しています。

本県では、これらの状況を踏まえ自殺対策を総合的に推進するため、「宮城県自殺対策計画」を平成二十一年三月に策定しました。

本計画では、三つの基本認識と基本的な方向性に基づき、自殺を防ぐための次の十の取組「①自殺に関する情報の共有」「②経済的・社会的要因に対する取組の強化」「③適切な精神科医療の受療の促進」「④身近な人への気づきと見守りの促進」「⑤心の健康づくりの推進」「⑥自殺未遂者の再度の自殺の防止」「⑦遺族の苦痛の緩和」「⑧早期対応の中心的役割を果たす人材の養成」「⑨民間団体との連携の強化」「⑩地域における自殺対策の取組の強化」を行うことにしています。

本計画の目標は、「一人でも多くの人を自殺から救い、平成二十八年までに自殺死亡率一九・四とする」ことです。この目標を達成するために、「自殺対策に係る県の各機関の取組」を掲げ、今後取り組んでいくことにしています。今年度の主な事業をご紹介します。

「②経済的・社会的要因に対する取組の強化」としては、多重債務問題対策として、通常の消費者生活相談に加え、九月と十二月に多重債務無料相談会を各圏域で実施します。相談会では、相談者のメンタルヘルスの相談にも保健師等が応じます。「③適切な精神科医療の受療の促進」としては、うつ病対策として、地域の内科医等に対する「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施します。

また、今年度からは、自殺対策の大きな柱の一つに「自殺対策緊急強化事業」が新しく加わりました。この事業は、国が平成二十一年度補正予算において、「地域自殺対策緊急強化交付金」を創設し、都道府県が平成二十一年度から平成二十三年度までの三年間、基金を造成し、「地域における自殺対策力」を強化するために実施するというものです。

本県では、「自殺対策緊急強化基金条例」を制定し、国からの交付金一億七千八百四十六万九千円全額を積み立

てました。今後は、それを取り崩しながら事業を実施していきます。

具体的に今年度は、「介護支援専門員等研修」や「自殺対策ホームページの制作」、「シンポジウム&街頭キャンペーン」等、人材養成や普及啓発に重点的に取り組む予定です。この事業では、県が行う事業の他に、市町村や民間団体が行う自殺対策事業に対する補助（補助金）もあります。まさに、これまでにない規模での官民一体となった取り組みが始まるうとしています。

本格的に動き始めた自殺対策。自殺を個人の問題としてとらえるのではなく、私たちの暮らしに深くかかわる社会問題として、社会全体で取り組むことが今後ますます求められています。対策をすすめる上では、「一人ひとりのかけがえない命」を守るための「生きる支援」であることを常に心に留めながら向き合うことが大切です。今後も広く連携しながら、だれもが生きやすい地域づくりをともに目指していきます。

「仙台市の自殺対策について」

仙台市健康福祉局健康増進課

小林 浩子

厚生労働省人口動態統計による平成二十年の仙台市の自殺死亡者数（概数）は二四一人、自殺死亡率は人口一〇万対二三・

四である。男女別に見ると女性は横ばいで、男性が増加傾向であり、平成二十年は特に四十〜五十歳代の自殺が多くなっている。

仙台市では健康日本21の地方計画である「いきいき市民健康プラン」後期計画重点戦略の一つに「心の健康づくり」を掲げ、「自殺率の減少」を重点指標項目としているほか「障害者保健福祉計画」において、「自殺予防対策の推進」を重要施策として位置づけ、取り組みを進めている。今年度の仙台市の自殺対策について、4つの柱を中心に紹介する。

1 支援体制のネットワーク化

関係機関の相互連携による相談や支援体制を構築し、要支援者をサポートできる社会資源の拡大・人材育成を行うことにより、多様な問題に対応できる体制を整える。

■自殺対策連絡協議会

関係機関が自殺の現状や自殺予防に関する情報を共有し、相互に連携して自殺対策の推進を図る。

■働く市民のネットワーク会議

職域保健・地域保健の関係機関等が連携し、メンタルヘルスの普及啓発等の働く市民のための健康づくり活動の充実強化を図る。

2 メンタルヘルスの普及啓発

自殺の原因となる様々なストレスへの適切な対応策や、自殺の危険性の高いうつ病等の精神疾患等の知識の普及、自殺に対する偏見をなくすための取り組みを推進する。

■メンタルヘルスの啓発

自殺やうつ病の問題・心の健康づくりに関する健康教育を行う。また、保健

福祉事業や区役所等の窓口においてパンフレットを配布する。

■自殺対策シンポジウムの開催

自殺を個人的な問題としてのみ捉えることなく、社会的な問題として取り組む必要があることを市民に広く啓発するために、シンポジウムを開催する。

■精神障害者地域社会交流促進事業

大学等の専門機関と連携して、うつ病・アルコール依存症・統合失調症等の自殺との関連の深い精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及やこれに基づく市民の適正な態度の醸成を促進する。

■職場のメンタルヘルス支援事業

事業所におけるメンタルヘルスに関する問題点を明確にして、事業所のメンタルヘルスケアが適切かつ有効に実施されるように支援する。

3 ハイリスク者へ適切に介入できる体制の整備

うつ病・アルコール依存症・統合失調症等の自殺との関連の深い精神疾患等に適切に介入できる体制の整備を図る。

■こころの健康相談

保健福祉センターや精神保健福祉総合センター等において、精神科医、精神保健福祉相談員等がメンタルヘルス等に関する相談を実施する。

■精神保健福祉対策

統合失調症等の当事者を対象とし、創作活動等の活動を通して社会復帰を図る。また、家族等を対象とし、病気や福祉制度等についての勉強や家族間の交流を図る。地域住民等を対象とし、精神保健に関する

るボランティアを育成する。

■抑うつ高齢者等地域ケア事業

抑うつ状態にある高齢者を発見し、チームによるケースマネジメントを行いながら精神保健福祉相談や家庭訪問を実施する。

■かかりつけ医うつ病対応力向上研修

うつ病患者の早期発見、早期治療に結びつくことを目指し、一般内科医等のかかりつけ医に対して、うつ病に関する専門的な養成研修を実施する。

4 自死遺族支援組織の育成・サポート

自死遺族に対する心のケアの充実と、遺族を取り巻く人の理解の促進を図るとともに、自死遺族の孤立化と自殺の連鎖を予防する。

■自死遺族への支援

市内の自死遺族支援活動団体の広報や団体の活動助成を行う。

今後に向けて

自殺対策については、自殺対策単独の事業だけでなく、既存の多様な保健事業の中に自殺予防という視点を盛り込み、連動させながら実施している。自殺の背景には様々な要因が複雑に関係しているといわれており、様々な機会を捉えた重層的な取り組みが重要であると考える。また、仙台市では、社会資源と人材を活かした様々な関係機関や団体の活動があり、地域の特性に応じた活動が展開されている。これらの機関・団体と情報の共有・連携の強化を図りながら、自殺予防の取り組みを推進していきたい。

「自殺対策を通して感じたこと」

東松島市社会福祉事務所

本田 美和

私は、保健師として自殺の知識を知っていました。県のモデル事業で自殺対策をすると決まった時には、口には出しませんでした。『自殺イコール未知のもの』と感じていました。知識として知っていても、感情との開きがあり、自殺への偏見があったのだと思います。

実際に自殺対策を行うために、様々な資料を読んだりしている中で、自殺

なりの抵抗、拒否がありました。

市職員に話しをした時には、「自殺予防の教室に参加したら、自分がおかしいと思われるから、参加する人なんかいない。」「自殺したいと思う人を助けるのか。」などと言われました。

また、住民の方への講話時も、うつ病の話をしている時は、保健師と目を合わせ、問いかければ返事もしてもらえませんでした。しかし、一言『自殺』と言う言葉が出ると、皆さんうつむき、目も合わせてくれない。問いかけに対しては全くの無反応になってしまいました。

民生委員さんへの講話の後に「専門の人がすべきことで、私達に何ができるのか。」「民生委員がそこまでできないといけないのか。」との拒否的な反応をされる方もいました。

考えれば、保健師でさえ最初、未知のものと感じていたのですから、住民の方が『自殺』と聞いた時に抵抗や拒否感があるのが当たり前と考え、地道に自殺に関する健康教育を展開していききました。

事業を通して、自殺の正しい知識、地域や人のつながりが大事なこと。いつもと違う様子があったら、声をかけて欲しいことなどを教室や広報紙掲載、図書館での展示などで伝えてきました。その中で、職員や住民の皆さんの考えや感情が変化してきたのを感じました。他部署の職員との打ち合わせの時には、「友達の前で自殺をした。借金が100万くらいあったよう。たった100万くらいと思うけど、本人にとつては大きな問題だったんだよね。働けば何

とかなる額とか考えられない状況だったんだよね。」と身近で起こったことを話してくれたら、弁護士相談の担当者からは、「私たちの相談が、最終的には自殺予防につながっている。そういう人を救うためにも、とても大事なこと。」と自分の担当業務が自殺予防につながっていると認識してもらえようになりました。

住民の方も、『自殺』と保健師が口に出しても、目をそらさず、問いかけに対しても答えてくれ、頷いたりと反応してくれるようになりました。教室終了後には、うつ病の親戚への関わり方が「これで良かったのか？」など相談をしてくれる人も出てきました。

民生委員さんも「気になる人がいたら、市役所へ相談すれば良いんだよね。」「悩んでいる人がいたら話を先ず聞いてみれば良いんだよね。」と自分のできることを認識してもらえ、「こういう人がいるんだけど。」と連絡をくれる方も出てきました。

自殺対策を通して『自殺』という言葉に慣れてもらうことの重要性をとて感じました。最初は拒否や抵抗があったとしても、自殺に関する知識を持つことによつて、特殊なことや未知のものではなくなり、誰の身にも起こりうることで、隠さなくても良い、話題にしても良い問題なのだ、自分を含め皆さんの変化を通して感じました。そしてこれからも、自殺に対する偏見がなくなるように、正しい知識の普及と住民の方とのつながりを大切に仕事をしたいと感じています。

「栗原市の取り組みと 担当保健師として思うこと」

栗原市市民生活部健康推進課

小野寺 康子

栗原市は、平成十七年の自殺率四八・六（全国の二倍）という現状から平成十九年八月「栗原市いのちを守る緊急総合対策」を作成し、平成二十三年までに自殺率を平成十七年より三〇％減らすことを数値目標としました。栗原市自殺防止対策連絡協議会を設立し、市長が自ら会長となり協議会では医療金融機関、ボランティア団体など各分野の代表が自分たちに何ができるか、市として何をしていくべきかを話し合っています。今年には「顔の見える関係で共通理解のもと自殺防止対策について話し合う協議会の会議そのものが対策になっていく。」という意見がありました。

具体的には、経済面からの対策として平成十九年に多重債務専用相談電話を市民生活部社会福祉課に開設し職員が対応。平成二十年の相談件数は三二二件でした。平成二十年一月に多重債務者救済融資制度「栗原市のぞみローン」を開始。平成二十年四月から仙台弁護士会と提携し多重債務等無料法律相談会を月二回開催しています。保

健師には苦手な分野ですが事務方がしっかり担っているので、相談ケースの課題も整理しやすくなりました。メンタル面からの対策は従来からの事業に加え、秋田県を視察するなどして新規事業を模索しました。また、市内のA地区において「心の健康と自殺予防に関する意識調査」を実施しました。ストレスがあると答えた人の四割が「経済や生活面」「病気や健康面」「家族の問題」で悩んでいました。悩みを相談できないと答えた人が三割、相談窓口を知らないと答えた人は四割以上でした。それらを踏まえ事業を計画しました。

心の病に関する正しい知識の普及啓発事業として民生委員・生活相談員を対象とした「相談支援研修会」と一般から公募した「こころの健康サポーター養成研修」を実施し、地域での気付きあい、支えあいの強化を目指しています。自死遺族支援についても精神保健福祉センターによる出張グリーフケアを開催しました。利用者は年間三名と少なかったのですが「栗原の地で遺族支援の場があるとPRすることで遺族は安

心感を持つことができる」と評価してくださる遺族もいらっしゃいました。今年度は相談機能強化を目指して、こころの健康サポーターのフォローアップと、住民の間で高血圧の話をするように「心の健康」についても話題にできるよう地域での健康づくりをテーマとした健康教育・健康相談を実施しています。また、下半期からは弁護士による多重債務等法律無料相談に、保健師による心の健康相談を併設し、ハリスクの人々を支援していく予定です。

栗原市の自殺対策は三年目になります。私は昨年より担当していますが、担当するまで自殺者が増加していると感じてはいましたがこれほどまで市の重大な健康課題になっているとは気がつきませんでした。しかし、研修会で自殺対策に真摯に取り組んでいる講師の話の伺い、目から鱗が落ちました。「なぜ自殺者は増えたのか？死にたいくらい辛くても、話を聴いて辛さを理解してくれる人がいたら死を選ばないでしょう。では、自殺者が増えたのは、希薄な人間関係のため？田舎って都会より過干渉な社会じゃなかったらどうか。」自殺対策として先進地で取り組んでいる事業はどれも心の健康づくりと、時代の中でいつの間にか希薄になっていったコミュニティの再生に関するものでした。栗原市の自殺率を下げるには親子、夫婦、友人などそれぞれの個のつながりを大切にすることであり、それが居心地の良い地域づくりにつながっていくとい

うことに気付かされました。対象は全住民で、具体的事業は皆一次予防・二次予防・三次予防と保健師が今まで地域で展開してきた保健活動の手法そのものです。結果が出るのはずっと先のこともかもしれない。でも、この自殺対策という壮大で重要な事業こそ早く他の保健師や職員と課題や目標を共有し取り組んでいきたいと思いました。今は、少しずつ工夫しながら、根気よく対策を継続していくことが大事だと感じています。



「加美町における自殺対策事業の取り組みを振り返って」

加美町保健福祉課

青木 匡子

平成十七年精神保健福祉センターより一人暮らし高齢者の心の健康調査の依頼を受けた。結果をみると高齢者の三割以上がストレスを抱えており、うつ病の早期発見のための相談体制や啓発活動、孤立を防ぐ交流の場が必要であることがわかりました。さらに、結果分析の話し合いを進める中で、以前から感覚的ではあったが自殺者が多いのではないかと感じていたということが話題となり、背景分析に取り組みことにしました。自殺者の背景には、うつ病やアルコール依存症などの精神疾患やがんなどの病気を抱えていた人、借金などの経済面での問題を抱えていた人、家族関係で問題を抱え孤立している人など様々な傾向が見られました。住民一人一人が心の健康づくりに取り組むストレスを抱え込まないように予防行動をとってほしい、万が一心の健康レベルがダウンしたとしても早期に対応ができるようになってほしいと考えました。しかし、加美町ではまだまだ精神疾患に対する偏見が根強く残っ

ており、本人家族がうつ状態に気付く前に早期受診につながりにくい状況でした。さらに、私自身の中にも複雑に絡んだ経済問題や人間関係等のうつ状態の原因に関わりきれないという心の壁があり、ともすれば関わりを避けたいという思いがありました。保健師自身が避けたいと思っているのですから、問題が起こっても住民はどこに相談したらよいかわからないし、知っていたとしても身近な行政には相談したくなかったと思います。そんな話し合いを重ねるうちに、自殺対策は、心と心をつないでいく人間関係づくりであると気付かされました。『心が健康であれば虐待やいじめなどの問題は起きない人は生きていく上で大なり小なりストレスを抱える。心が健康であれば、乗り越えていける』ある先生からいただいたアドバイスです。さらに、先輩保健師から、「その人が抱えている問題を解決しようなどと思わなくていい。そんな力は保健師にはない。ただ、その人が自分の問題に向きあい解決に向け行動が起こせるように少し休んで工

ネルギーが蓄えられるように手伝えればいいんだ！」二人の言葉に、肩に力が入っていた自分に気付き、楽になったことを覚えています。それからは、前進あるのみ、右往左往の開始です。住民に自殺予防、うつ病予防と正面から話をするとは拒否反応を示されました。それではと、「ストレス」を切り口に、うつ病は誰でもが罹る身近な病気であること、治療をすれば必ず治ることの周知活動が始まりました。初めは、苦手も手伝って外部の講師に頼ることが多かったのですが、今では、保健師自身が地区の健康教室や地区組織の研修会などで話をするようになり、たくさんの住民に身近な問題であることを意識してもらえたと思っています。さらに、自殺を予防するには、人と人とのつながりを再構築していくことではないかと考えるようになり、そのためには行政のスタッフだけでは広げられない。心の健康づくりについて協力してくださる人が必要だと考え、こころのボランティアの育成が始まりました。現在、七人の登録と数は少ないのですが傾聴の大切さをみんなに伝えていきたいと紙芝居作成に取り組んでおります。加美町の現在の課題は、組織内でのつながりを作っていくことです。これがなかなか難関なのですが・・・。

最後に、加美町がここまで歩んできたのは、県の精神保健福祉センター始め、東北会病院の白澤先生、いのち

の電話の田中先生、近隣の精神科の先生方その他多くの方の力があつたからこそです。紙面をお借りして深く御礼申し上げます。お読みいただきありがとうございます。



「司法書士会の取組み」

宮城県司法書士会

齋藤 利美

精神保健分野のご活動と私も司法書士会の活動が以前は直接的にはあまり関わりはなかったように思えておりましたが、平成十二年施行の成年後見制度に係る業務より関係が始め、さらにこの度の自殺対策でより関係性をもつようになったことはたいへんうれしく思います。そして、今回司法書士会の業務をご紹介させていただく機会をいただき感謝申し上げます。

一、相談事業への取組み

司法書士会は、相当以前から、市民の方々への法的サービスとして、毎年十月の法の日相談や二月の相続登記相談、また、区役所等にて随時登記相談を受けてきました。そして、平成十二年の成年後見制度開始から成年後見業務、また、平成十五年には司法書士に、いわゆる簡裁代理権（簡単にいってしまえば、一四〇万円以内の民事事件の代理権）が与えられたので、様々な民事事件の代理業務を行うようになりまして、登記相談に限らず様々な相談に応じるようになりました。

司法書士会としては、そういった相談需要に組織挙げて対応するために、司法書士会の組織として相談事業部を立ち上げ、重点的に活動を行うようになりまして。

現在の司法書士会の相談事業の内容は、主たるものを挙げると、

- ① 司法書士会館での面接・電話相談（平日午後1時～4時）
 - ② 志波姫総合支所での面接相談（毎月第2水曜日午後1時～4時）
 - ③ 一迫総合支所での面接相談（毎月第4水曜日午後1時～4時）
 - ④ 岩出山総合支所（毎月第2金曜日午後1時～4時）
- ですが、他にも随時相談会を開催しています。

二 相談の内容

そこで、司法書士会に寄せられる相談の内容ですが、平成二十年年度の一年間を集計したものを示します。

（延べ件数）	電話相談	面接相談
登記・供託関係	499 件	137 件
多重債務関係	647 件	191 件
法律相談関係	935 件	188 件
成年後見・家事	476 件	108 件
その他	213 件	21 件
合計	2770 件	645 件

右の数字は、右①の司法書士会館での相談件数ですが、ご覧のように、法律相談関係の件数を除けば、多重債務の件数が多いことがわかります。その他の相談会でも同じような傾向が見られます。多重債務の相談は、①現収入では返済ができなく何らかの法的手段（個人再生手続、破産手続）を採らざるを得ない事例、②借りた金額・返済した金額をもう一度計算し直してみている事例、③借りた金額・返済した金額を計算してみると返済し過ぎている事例（過払い）などに分かれます。現在は、債務整理相談は減少傾向にあるとの見方もありますが、失業者数が増加すれば右①事例のような相談者が増えてくるのではないかと考えられます。

三 自殺対策と司法書士

あらためて言うまでもなく、自殺者は依然として多いですが、その原因として経済・生活問題がその大きな割合を占めています。司法書士は、法律相談を受けるのみの対応をしていますが、しかし、自殺の原因が経済・生活問題だとすると、多重債務の相談応需をすることでその自殺原因を解決できたならば、まさにこれが自殺予防に資しているものだと思っております。今後とも司法書士会としては、相談の窓口をできるだけ拡充し相談に対応していきたいと考えています。「借金のために命を捨てることはない」ということを相談者に伝えたいと思っております。

四 大崎相談センター開設

司法書士会では、県内でも比較的自殺率の高い県北地区で相談センターを立ち上げようとして準備してきました。そして、いよいよ今秋、古川駅東のジャスコ近くに相談センターを開設することになりました。詳細は今後広報する予定です。関係機関の皆様にはご紹介いただければと思います。私どもの思いとしては、とにかく「相談できる所が、いつもあの場所にあつて、いつもあの曜日のあの時間であつて」ということが必要だと思っております。それが相談者の利用につながるものだと思います。

五 最後に

私も司法書士は、法律相談という対応になりますが、今後は、法律相談的技法のみならず、カウンセリング的技法を身に付けていければと思っております。相談者もつと安心して帰れるというようになればと思うからです。今後、この拙稿を機会に、精神保健福祉分野の方々からご協力をいただき、研修にお招きさせていただいたり、相談会で司法書士のみならずカウンセラーの方の同席をお願いして相談者に対応したりできればと思います。よろしくお願い致します。



宮城県の自死遺族支援団体の活動紹介

仙台わかちあいの集い「藍の会」

藍の会は、自死遺族当事者だけの運営によるセルフヘルプグループです。

月に一度のわかちあいをアエル 28 階エルソーラ仙台で開いています。その他に茶話会を管工事会館 6階ファミリーサポートルームで開き、わかちあいの他に様々な相談も受けて一緒に問題を整理するための専門家にもつなげています。

同じ悲しみ、同じ悩み、同じ苦しみを持つ者同士だからこそ語り合え、支え合うことができます。泣きたいだけ泣き、怒りたいだけ怒り、様々な想いを吐き出せる、そんな雰囲気です。私も警察官だった長男を亡くしています。気が向いたとき気軽に御連絡、お立ち寄り下さい。

社会福祉法人仙台的のちの電話「すみれの会」

仙台的のちの電話が「すみれの会」を始めたのは 2006 年 10 月。全国自殺予防シンポジウムを仙台で開催した際、会場に参加していた自死遺族の方からのわかちあいの場をを求める切実な声が多く寄せられたことに背中を押された思いからです。

以来、毎月第3水曜日（11時～15時）のわかちあいの他、2010年4月からは第1水曜日（13:30～15:30）も新たに開催いたします。

辛い思いをしているのは私だけではなかったと知ることによって支えあい、輪になった参加者がそれぞれの状況を語り合える場所をいのちの電話（相談電話）とともに、サポートしています。

仙台グリーフケア研究会「わかちあいの会」

設立は 2005 年 1 月。仙台市立病院の院内ボランティアメンバーが中心に、グリーフケアの啓発と実践を目的に立ち上げました。大切な人の死という辛い出来事、特に自殺（自死）による喪失を体験された人が、誰にも語る事の出来ない心の中を、安全に安心してお話し出来る場所と時間（わかちあいの会）を確実かつ定期的に提供する事が、最も大切と考えています。メンバーは市立病院のスタッフ（医師、看護師、ソーシャルワーカー、心理士）の他、大学教員、学生、産業カウンセラー等です。遺族のケアを行っている県内外の他団体との交流も行っており、宮城県自死遺族支援連絡会に参加し、シンポジウムの開催、共通パンフレットの作成等もしています。

宮城県精神保健福祉センター「グリーフケア」

当所では、平成 18 年 10 月より、グリーフケア事業を実施しています。昨年度までは、専門職員によるサポートグループを開催していましたが、今年度は、大崎市を中心に各地のセルフヘルプグループ（わかちあいの集い）を支援させていただいています。また、専門職員が、個別の電話相談や面接相談にも対応しておりますので、お気軽にご利用ください。なお、宮城県自死遺族支援連絡会の一員として、シンポジウムの開催やパンフレットの作成等、民間の支援団体との協働活動も行っています。

会の名称	連絡先電話	開催要項
仙台わかちあいの集い 「藍の会」	田中幸子 022-717-5066 (FAX共)	開催日：偶数月 最終日曜14時 奇数月 最終土曜14時 会 場：エルソーラ仙台 参加費：100円
社会福祉法人いのちの電話 「すみれの会」	仙台的のちの電話 事務局 022-718-4401 相談電話 022-718-4343	開催日：毎月第1水曜日13:30～15:30(参加費300円) 毎月第3水曜日11:00～15:00 (参加費300円 お弁当代700円) 会 場：仙台市市民活動サポートセンター
仙台グリーフケア研究会 「わかちあいの会」	仙台市立病院内 022-266-7111 (代表)	開催の詳細については連絡先にお問い合わせ下さい。
宮城県精神保健福祉センター 「グリーフケア」	宮城県精神保健福祉センター 0229-23-1603	電話相談：8:30～17:15 (土日祝日を除く) 面接相談：事前に電話でお問い合わせください。 わかちあい：大崎わかちあいの集いを支援しています。

*今年度、石巻市、大崎市、栗原市の各地にわかちあいの集いが発足しました。

いずれも隔月1回の開催で、問い合わせ先は、022-717-5066 (FAX共：田中幸子) です。

相 談 機 関 一 覧

●宮城県保健福祉事務所

名 称	住 所	電 話 番 号
仙南保健福祉事務所(母子・障害班)	989-1243 柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3132
仙台保健福祉事務所(母子・障害班)	981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮4-17	022-275-9136
仙台保健福祉事務所 塩釜総合支所(母子・障害班)	985-0003 塩竈市北浜4-8-15	022-363-5507
仙台保健福祉事務所 岩沼支所(総務保健班)	989-2432 岩沼市中央3-1-18	0223-22-2188(代)
仙台保健福祉事務所 黒川支所(総務保健班)	981-3304 黒川郡富谷町ひより台2-42-2	022-358-1111(代)
北部保健福祉事務所(障害者支援班)	989-6117 大崎市古川旭4-1-1	0229-87-8011
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所(母子・障害班)	987-2251 栗原市築館藤木5-1	0228-22-2118
東部保健福祉事務所(母子・障害班)	986-0812 石巻市東中里1-4-32	0225-95-1431
東部保健福祉事務所 登米地域事務所(母子・障害班)	987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-6118
気仙沼保健福祉事務所(母子・障害班)	988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	0226-21-1356

●仙台市各区保健福祉センター

名 称	住 所	電 話 番 号
青葉区保健福祉センター	980-8701 仙台市青葉区上杉1-5-1	022-225-7211(代)
青葉区宮城総合支所	989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111(代)
宮城野区保健福祉センター	983-8601 仙台市宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111(代)
若林区保健福祉センター	984-8601 仙台市若林区保春院前丁3-1	022-282-1111(代)
太白区保健福祉センター	982-8601 仙台市太白区長町南3-1-15	022-247-1111(代)
太白区秋保総合支所	982-0243 仙台市太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111(代)
泉区保健福祉センター	981-3189 仙台市泉区泉中央2-1-1	022-372-3111(代)

●精神保健福祉センター

名 称	住 所	電 話 番 号
宮城県精神保健福祉センター	989-6117 大崎市古川旭5-7-20	0229-23-0021(代)
仙台市精神保健福祉総合センター (はあとぼーと仙台)	980-0845 仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022-265-2191(代)

※上記の他にも相談窓口があります。

編集発行

平成22年2月発行

社団法人
宮城県精神保健福祉協会

宮城県大崎市古川旭
5丁目7-20

電話0229(23)0021

〒989-16117
宮城県大崎市古川旭五丁目七二〇
宮城県精神保健福祉センター内
(社)宮城県精神保健福祉協会
電話 〇二二九(三三)〇〇二一
会 費
個人会費 年額 二,五〇〇円
団体会員 年額 一口五,〇〇〇円
以上

本協会の趣旨に賛同される方は、
だれでも個人会員として、また、市
町村、病院、会社、工場、婦人会等各
種の団体は、団体会員としていつ
でも入会できます。
入会を希望される方は、次のと
ころへ申し込んで下さい。

会
員
募
集